

件名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例							
主管課	男女参画・県民協働課							
根拠法令等	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年6月7日施行）							
【改正の概要】								
1 「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更 特定非営利活動促進法の改正に伴い、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改める								
2 市町が処理する事務の追加 特定非営利活動促進法の改正に伴い、設立認証申請等の公告に加え、「インターネットの利用による公表」が可能となったことから、「市町が処理する事務」に「公表」を加える。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当条項</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第26条第2号</td> <td>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく<u>公告及び縦覧</u>に関する事務</td> <td>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく<u>公告及び公表並びに縦覧</u>に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	該当条項	改正前	改正後	条例第26条第2号	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>公告及び縦覧</u> に関する事務	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>公告及び公表並びに縦覧</u> に関する事務	
該当条項	改正前	改正後						
条例第26条第2号	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>公告及び縦覧</u> に関する事務	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>公告及び公表並びに縦覧</u> に関する事務						
施行日	平成29年4月1日							
【その他参考事項】								